鳥栖市おもてなしクーポン券取扱店換金要領

１　換金場所

　　鳥栖観光コンベンション協会（以下「協会」という。）

住　　所：〒８４１－００５１鳥栖市元町１３８０番地５

　　電話番号：０９４２－８３－８４１５

　　営業時間：８時３０分～１７時１５分

　　定休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）

２　換金期間

　　令和６年５月７日（火）から令和７年１月３１日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く。）。

　　※換金期限を過ぎてからの換金には一切応じません。

３　換金方法

　⑴　毎月１０日までに、様式第１号鳥栖市おもてなしクーポン券換金請求書を協会へ

ＦＡＸ（０９４２－５５－３８６７）又はメール（ info@tosu-kanko.jp ）してください。

　⑵　毎月２０日から３１日まで（土・日曜日、祝日を除く。）に協会で換金してください。

　⑶　持参するもの

　　　協会へ次のものを持参してください。

①使用済クーポン券（裏面の「クーポン券取扱店名」欄に店名を記載してください。（ゴム印等の押印も可））

②鳥栖市おもてなしクーポン券取扱店登録証

③印鑑

⑷　換金手数料

無料（口座振り込みを希望される場合は、振込手数料を負担してください。）

様式第１号

鳥栖市おもてなしクーポン券換金請求書

令和　年　月　日

鳥栖観光コンベンション協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者　店舗名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　次のとおり、鳥栖市おもてなしクーポン券の換金を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| クーポン券枚数 | 金　　　　額 |
| クーポン券（1,000円）×　　　　　　枚 | 　　円　 |

様式第２号

領収書

令和　　年　　月　　日

　鳥栖観光コンベンション協会会長　様

|  |  |
| --- | --- |
| クーポン券枚数 | 金　　　　額 |
| クーポン券（1,000円）×　　　　　　枚 | 　　円　 |

　上記の金額を領収いたしました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　店舗名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　㊞